

## 鹿児島工業高等専門学校特別栄誉教授称号授与規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育研究等の発展に特に顕著な貢献が認められる者に対して、鹿児島工業高等専門学校特別栄誉教授の称号を授与し、その功績を顕彰することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (授与の要件)

第2条 特別栄誉教授の称号を授与できる者は、次の各号の一に該当する者のうち、本校において顕彰することが適当と認められる者とする。

- (1) 教育研究に特に顕著な功績が認められる者
- (2) 国際交流活動に特に顕著な功績が認められる者
- (3) 学校運営に特に顕著な功績が認められる者
- (4) 地域との連携・交流活動に特に顕著な功績が認められる者
- (5) その他、本校の発展に関して特に顕著な功績が認められる者

### (授与方法)

第3条 特別栄誉教授の称号の授与は、運営会議の議を経て、校長が行う。

### (本人への了知)

第4条 校長は前条により特別栄誉教授の称号を授与する場合には、別に定める様式により行うものとする。

### (称号の授与期間)

第5条 特別栄誉教授の称号は終身とする。

- 2 前項の規定に関わらず、特別栄誉教授の称号を授与された者に、社会通念上不適切な行為があったと認められる場合は、校長は運営会議の議を経て、称号の授与を取り消すことがある。

### (雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成30年7月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。